

令和3年度 第9回

新宿区情報公開・個人情報保護審議会会議録

令和4年2月3日（木）

新宿区 総合政策部 区政情報課

【会 長】ただいまより、令和 3 年度第 9 回新宿区情報公開・個人情報保護審議会を開会いたします。

それでは、議事に入る前に、本日の資料について、事務局からの確認をお願いします。

【区政情報課長】皆様、本日もよろしくお願ひいたします。

事前にお送りした資料でございますけれども、資料 4 6 から資料 5 3 までの資料と、それから情報セキュリティアドバイザーの意見一覧、こちらをお送りさせていただきました。また、本日、資料に修正の発生がいたしましたため、資料 4 9 及び資料 5 3、こちらの案件の資料については、一式、差替えをお願いしたいということで、机上に配付をさせていただきました。申し訳ございませんでした。

各案件の説明の際に、それぞれ使用する資料の説明を担当課長からさせていただきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

私のほうからは以上です。会長、よろしくお願ひいたします。

【会 長】それでは、議題に入り、審議を進めてまいります。説明される方は、資料の要点を説明した上で、必要に応じて補足を加えるようにお願いします。

それではまず、資料 4 6 「会議録作成支援システムの導入に係る外部結合について」です。説明者は資料確認の上ご説明をお願いします。

【情報システム課長】それでは、資料 4 6 「会議録作成支援システムの導入に係る外部結合について」ご説明いたします。まず初めに、資料の確認をさせていただきます。資料 4 6、こちらは A 4 縦、4 ページの資料になっております。続きまして、資料 4 6 - 1、A 4 横、カラーの資料になりまして、「会議録作成支援システムに係る個人情報の流れ」の資料になります。続きまして、資料 4 6 - 2、A 4 縦の「会議等にて取り扱いが想定される個人情報」、こちらが A 4、4 枚、8 ページ、両面のものです。こちらの資料となります。資料につきましては以上となりますが、よろしいでしょうか。

それでは、説明に移らせていただきます。資料 4 6 をご覧ください。今回、諮問の内容としましては、外部電子計算機との結合についてのご説明でございます。

続きまして、2 ページになります。事業の概要です。目的といたしましては、会議録作成時間の短縮及び事務の効率化による業務改善推進のためということでございます。

対象者につきましては、会議録を作成している審議会、委員会、会議、打合せ等（以下、

「会議等」という。)のうち、会議録作成支援システムを利用する会議等の関係者になります。

事業の内容になります。1番、概要です。区の会議等における会議録の作成状況を調査しましたところ、会議録の作成に年間約2,700時間かけているということが全庁で判明をいたしました。そのため、会議録作成時間短縮及び会議運営に係る業務改善の推進を図ることを目的といたしまして、会議録の作成支援システムを導入するものです。

2番目のシステム及び会議録作成の流れについてです。資料46-1、こちらのA4横の資料をご覧ください。流れについて、ご説明いたします。左側が新宿区、それが区のイントラネットパソコンを各担当課のほうで利用することになります。こちらにつきまして、四角の中で黄色の枠の中に、それぞれ情報保護の対策を入れさせていただいています。また、こちらは後ほど確認をさせていただきます。各会議を行った後に、ICレコーダー等で音声データを収集いたします。そのデータを区のイントラネットパソコンのほうに取り込みます。その取り込んだ情報を、①になりますが、音声データのアップロード、インターネット回線を通じまして、会議録作成支援システムのほうへデータを送ります。②の所属ごとのフォルダ、こちらに音声データを一旦保存いたします。その上で、その表の下のほうになりますが、③音声データから文字データへの自動変換を行います。いわゆる文字起こしというものになりますが、この起こされた文字につきまして、必要に応じて、どうしても修正が必要な箇所等もありますので、そちらを確認の上、④の編集ということでこちらのデータについて修正を行います。その上で、⑤の会議録のダウンロードということで、作成支援システムが新宿区のほうで、⑤の部分になりますが、データを送ります。区のイントラネットパソコンのほうで、⑥になりますが、会議録の確認を行うという流れで、個人情報を取り扱うというような流れになっております。

事業の概要です。2ページのほうにお戻りいただけますでしょうか。3番のシステム導入の想定効果になります。会議録の作成時間等、約40%から80%の時間短縮を見込んでおります。これにつきましては、他の自治体の実績を踏まえての想定というものでございます。

続きまして、3ページに移ります。会議録作成支援システムに係る外部結合についてになります。

保有課につきましては、会議等の主管課、こちらは行政管理課と情報システム課が担当課ということでございます。

登録業務につきましては、会議録作成支援システムの運用になります。

結合される情報項目につきましては、資料46-2をご覧ください。想定される会議等の項目ということで、今回、挙げさせていただいております。1番から8ページの268番の予約

業務連絡会まで、各会議体の所管をしております部、課、そして情報項目を列挙させていただいております。こちらに挙げさせていただいている会議等につきましては、今回初めて導入ということになりますが、導入にあたって使用されることが見込まれるものを列挙させていただいているというものでございまして、会議の内容等によっては、システムを使わずにその場で、筆記で起こすということも当然想定されます。

戻りまして、資料の3ページに移ります。結合の相手方になりますが、今回、入札を予定しておりますので、まだ事業者については決まっております。想定としましては、クラウドサービスを提供できる事業者を想定しているものになります。

結合する理由につきましては、クラウドサービスとして提供されている当該システムを有効活用して、各所属で効果的・効率的に運用することで、全庁的な会議録作成時間の短縮や会議運営に係る事務の効率化・業務改善を図るためというものです。

結合の形態につきましては、区イントラネットパソコン（インターネットの分離環境）からインターネットを経由して、クラウドサービスとして提供されている当該システムにアクセスするものとなります。

結合の開始時期と期間につきましては、令和4年4月1日からを予定しております。以降、同様の外部結合を行っていくものです。

情報保護対策につきましては、事業者の情報保護対策については、運用上の対策、システム上の対策、それぞれこちらの記載のとおりとなっております。

また、区の情報保護対策につきましては、次の4ページになりまして、運用上の対策、システム上の対策、そちらそれぞれ記載させていただいております。8番の太字のものにつきましては、ICレコーダー等の記録媒体及び当該システム上で不要となったデータの削除及び当該システム上で削除した際の削除証明の取得ということで、情報セキュリティアドバイザーからの助言によって、今回、組み込ませていただいた内容となっております。

細かい保護対策につきましては、資料46-1、カラー刷りのものになりますが、こちらの黄色の枠の中で、赤字で記載のもの、こちらがそれぞれの各システム上での対策というものとなっております。

雑駁ではありますが、以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

【会 長】事務局から、セキュリティアドバイザー意見をお願いします。

【区政情報課長】情報セキュリティアドバイザー意見一覧をご覧ください。

1つ目でございます。アドバイザーのほうからは、ICレコーダーの記録媒体及びシステム

上で不要になったデータの削除証明を提出させるなど、対策を講じるよう助言がございました。意見を受けての担当課の対応でございますが、今、担当課長からもご説明ありましたけれども、I Cレコーダー等の記録媒体及び当該システム上で不要になったデータもしくは当該システム上で削除した際の、そういった削除データについては、削除証明書を取得するよう対応するというので、回答をいただいております。以上です。よろしくお願いいたします。

【会 長】 それでは、本件につきまして、ご質問かご意見ありましたらどうぞ。木もと委員ですね。

【木もと委員】 2点お伺いしたいと思います。情報セキュリティアドバイザー意見の、このI Cレコーダー等の消去等、大変必要なことだと思います。この削除の期間はどの時点で、このようなことを削除するか、想定されているのか、お伺いいたします。

【会 長】 ご説明ください。

【行政管理課長】 I Cレコーダーのデータにつきましては、こちらの会議録等を作成し、必要でなくなったといったような段階で削除するといったようなところを想定しております。また、会議録作成支援システム内のデータにつきましても、同様に区のイントラパソコンにダウンロードをし、不要になった時点で削除をするといったようなところで運用する予定でございます。

【木もと委員】 分かりました。もう1点、資料46-2ですが、各会議体において取り扱う情報項目が記載をされております。大概のものはこの個人情報審議会も含めて、氏名または意見内容というようになっているところですが、中には、生年月日、年齢、電話番号等々。例えば20番ですね、島田育英基金奨学生選考審査会等々となっておりますが、このあたりの取扱いがなぜこういうものも必要なかがちょっと分からないのですけれども、このあたりはどのような形で取り扱うようなことになっているのか、ご説明いただければと思います。

【会 長】 ご説明ください。

【行政管理課長】 当然、各会議におきまして、例えば島田育英基金においても、どなたに奨学金を支給するのかといったようなところを審査するにあたりまして、審査に必要な最低限の限りで、こういった情報を会議の中でお話しさせていただきながら審査するといったようなところでございますが、当然、個人情報につきましては、こちらの説明資料の4ページの9番に書かせていただいておりますが、必要最低限の個人情報といったような形で、会議の中でも発言をし、審査させていただくと。また、当然I Cレコーダーの取扱いについても、必要最低限の個人情報といったようなところで扱わせていただくといったところで、運用させていただきたいというふうに考えておりますので、当然個人情報につきましては、みだりに発言などは

するものではございませんので、こういったところにつきましても徹底していきたいと考えております。

【木もと委員】分かりました。なるべく取り扱わないという認識の上での会議の進行等が必要だと思しますので、その点は留意していただければと思います。以上です。

【会 長】ほかにご質問。伊藤陽平委員。

【伊藤（陽）委員】幾つかお伺いしたいと思います。まずアカウントの管理については、これはどういうふうに行うのかというのが気になりまして。というのは、編集をする作業というのを特定の方に集中してやってもらったほうが、効率がいいような気もしないでもないのですが、いろいろな情報があるので、それを誰が。これは担当課でやるのか、それとも特定の方が集中して複数の会議をやるのかというのは、細かい点をどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【行政管理課長】今考えているのは、当然、各課ごとにID、パスワードを付与させていただきまして、各課ごとに編集するといったような形で考えております。こちらにつきましては、個人情報の取扱いについては各課ごとに運用してございますので、そういったところが適当かなというふうに考えておりますので、各課ごとに運用するといったようなところで考えております。

【伊藤（陽）委員】分かりました。ありがとうございます。あと、個人情報の保存というか、ICレコーダーとかの音声データはもちろんそうなのですが、例えばこの音声認識をやる時というのは、誤変換みたいなのを防ぐために事前の情報を登録したりとかというので、例えば人の名前とかを入れて、変換とかをするような問題がここに出てくると思うのですが、「これだ」というのを最初に決めていたりもすると思うのですが、そういったデータの削除も想定されているのですか。

【会 長】ご説明ください。

【行政管理課長】今回、こちらのシステムで想定しているのは、あらかじめそういったデータを登録するといったところを想定しているわけではなくて、こちらはICレコーダーの情報をまずは変換してもらおうと。変換したデータを各課で確認しまして、その辺の変換にミスがあった場合については、個別に修正するといったようなところで考えておりますので、当然、そのデータにつきましては、システムで使う必要がなくなった際には、システムの中から削除するといったようなところで運用していく予定でございます。

【伊藤（陽）委員】 ちょっと今の話なのですがけれども、これは一般的なシステムだと、最初から単語登録の機能がついているものが結構あります。私なんかも使ってはいたのですがけれども、それがないと多分使いものにならないという話になってくると思うのですが、漢字の読み方だっているわけですから、平仮名だけでやってしまうと、当然、議事録としては使いものにならないので、それは使ったほうがむしろいいと思っていまして、使っていただいた上で、どういうふうに削除するかというのを決めていただくというほうが、むしろいいというか。漢字の変換ばかりやっているとまた2, 700時間かかりそうみたいな話になるような気もするので、そのあたりというのは、今のご説明をいただいたのですが、改めてどういうふうに対応するかというのを、もう1回伺ってもいいですか。

【行政管理課長】 そういった機能があった場合については活用させていただくという形になりますが、そういったものについても、必要なくなった際には削除するといった形で運用してまいりたいと考えています。

【伊藤（陽）委員】 ありがとうございます。今の、私がお伝えしたような形で対応したほうが、自分で実際に使っていて、そこは本当に重要だと思っているので、ご検討いただきたいと思えます。

それともう1個、このシステムの、会議録の作成というわけではないのですが、ほかに、こういったシステムを使うケースというのがありまして、例えば新宿区でも手話言語条例をつくりましたけれども、聴覚障害者の方のためにリアルタイムで会議録を出すというのを結構やっているところがあります。議会とかでもそういうことを、今、新宿区はしていないでしょうけれども、やったほうがいいと思っているのですが、そういうのもありまして、ほかの使い方というのをやっぱり想定したほうがいいと思うのですが、今のところはこれだけということで、聴覚障害者の方のために使うとかというのは一切考えていないということなのですか。

【会 長】 ご説明ください。

【行政管理課長】 今、委員おっしゃったとおり、現時点におきましては、こちら会議録の作成というために導入したいというふうに考えておりますが、今後、こういったシステムについては、区民サービスの向上や、また業務の効率化の観点で必要だということであれば、それについて検討してまいりたいと考えております。

【伊藤（陽）委員】 ありがとうございます。恐らく事業者によっては、最初から字幕をリアルタイムで出して、そういった情報保障というのをやるという機能がついているものがあるので、

そういったものも契約したほうがいいとは思っているのですけれども。ここに書いてある以外に使い道もあると思うんですけれども、特に個人情報とかが、バンバン出るような会議でなければ、それは問題がないと思うので、何かまた問題がありそうだったら、こういったところに相談いただいて、ぜひこういったシステムを幅広く、ここに書いてある以外にも使っていただけるのではないかなと思っているのです、ご検討いただければと思います。以上です。

【会 長】 それでは、ほかの方。あざみ委員。

【あざみ委員】 先ほど、録音する段階で個人情報などがなるべく出ないように気を遣うというお話がありましたけれども、なかなかそこも全てきちんと出ないようにするのは難しいだろうなど。それで、ICレコーダーに入ってしまった場合、最終的には削除とかという対策ももちろんあるわけですが、その渡す段階で何か工夫というか、対応はされるのですか。

【行政管理課長】 今お話があったとおり、当然、会議の中におきましては、個人情報は最低限というところで運用はしていくといったところでございますが、仮にそういったもの以外の個人情報が入ってしまった場合については、アップロードする前に削除するなど、しっかりその辺につきましては最低限の個人情報をシステムに取り込むといったような形で運用していきたいと考えております。

【あざみ委員】 アップロードする前に削除という作業は、どこがされるのでしょうか。所管で。

【行政管理課】 当然、それは課で実施していただくといったところでございます。

【あざみ委員】 分かりました。想定される項目が、相当、会議体がありまして、会議体と言われないようなもの、打合せなどもあります。保育園の関係とか、介護の関係とか、相当いろいろな個別ケースのような話も入ってくることなので、本当に強く個人情報の取扱いというのは注意をしていただきたいと要望します。

それから、これは、最後ダウンロードした直後に、区職員がデータを手動削除されるのですけれども、これはもう手動なのですか、自動にはされないのか。これは、お1人の方の職員ということなのか、誰か、何人かで確認をするということなのか、教えてください。

【行政管理課】 このシステムからの削除といったような形は、自動というよりも、システムから区のイントラネットパソコンに取り込んだ段階で、必要になった段階で、手動で速やかに消すといった運用を考えております。当然、このデータを削除したといったようなところにつきましては、課の中でしっかりとチェックするような体制を整えながら、しっかり運用するように、各課にしっかりと周知してまいりたいと考えております。当然そういったところは、責任者である課長等も含めて、チェック体制をとらせていただきまして、運用してまいりたいと考

えております。

【あざみ委員】分かりました。

【会 長】よろしいですか。ほかにご質問。津吹委員。

【津吹委員】基本的なことでお恥ずかしいのですけれども、確認をさせてください。先ほど、アカウント、ID番号、パスワードを各課ごとにお渡ししてということだったのですけれども、説明書きの中にインターネット分離環境のイントラネットパソコンというふうにあるのですけれども、これは各セクションごとだったり課ごとに設置がされていて、インターネットとは、外部とは接続されていないパソコンがあるというふうに考えてよろしいでしょうか。

【情報システム課長】パソコンにつきましては、各担当課のほうに配置されておまして、それぞれがパスワードとかそういったものは設置されておりますので、そちらの課ごとにアカウントを、それぞれ割り振りをしまして、それで接続していただくという流れになります。

【津吹委員】ではなくて、「インターネット分離環境にあるイントラネットパソコン」というふうにお書きいただいているので、そういうパソコンが各課に1台あるのかなという、そういう確認です。

【情報システム課長】失礼しました。そちらにつきましては、各課のほうに配置されております。

【会 長】よろしいですか。では、ほかの委員、ご質問かご意見あれば。おぐら委員。

【おぐら委員】ここに、資料46-2に想定されている個人情報の会議がある。これ全部にシステムを導入する予定なのかということ。というのは、この会議の中には、もう既に、いろいろなふう公開されているものもありますし、中には反対に非常に重要な個人情報が含まれる会議があると思うのですね。やり方としては、まず、もう情報として出ているようなものから始めて、非常に重要な個人情報が含まれるものについては少し様子を見るというやり方もあると思うのですけれども、その辺はいかがお考えなのでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【行政管理課長】こちらについては、あくまでも想定されるといったようなところでございまして、現時点におきましては、こういった議事録については、例えば委託をして会議録を起こしていただいたり、また、職員がICレコーダーで聞いて個別に起こしたり、また、個人情報が多いようなところについては、そういったものをとらずに手で書いたりといったところで、様々な形でやらせていただいているところでございます。

当面想定しているのは、職員がICレコーダーで全て起こしていて、今委員がおっしゃった

とおり、公開されているようなところを中心に行っていきたいというふうに考えております。こういったところで効果といったものを検証させていただきまして、非常にいいものだというようなところでございましたら、個人情報等にも配慮させていただきながら、順次、拡大していきたいと考えております。以上です。

【おぐら委員】分かりました。今答弁していただいたように、これ、全部いきなり取り組むのではなく、比較的大丈夫だろうというものからぜひ取り組んでいただいて、その線上で、これからどういうふうにしていくのかを決めていただければと思います。以上です。

【会 長】ほかにご質問かご意見ございますでしょうか。

ないようでしたら、本件は外部結合ですので、諮問事項……特別なご意見がなければ、承認ということにいたしたいと思いますが、よろしゅうございますか。

本件は承認ということで決定いたします。

それでは、次が資料47「東京共同電子申請・届出サービスの利用に係る外部結合等について（手続及び情報項目の追加）」です。説明される方は、資料の確認の上、ご説明をお願いいたします。

【行政管理課長】行政管理課長の原田です。こちらにつきましては、私のほうからご説明させていただきます。

まず資料の確認をさせていただきます。まず、諮問・報告事項の資料47が1点、こちらにつきましては、枚数としては5枚でつづっているところがございます。続きまして、資料47-1「追加手続一覧」、こちらについては3枚の資料でございます。続きまして、資料47-2「個人情報の流れ」、カラー版のものが1枚でございます。最後に、参考資料47-1「各手続の概要」、こちらについては2枚つづりの資料でございます。以上が配付資料でございますが、ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、こちら「東京共同電子申請・届出サービスの利用に係る外部結合等について（手続及び情報項目の追加）」について、ご説明させていただきます。こちらにつきましては、外部結合、業務委託のご報告といったところがございます。

まず、資料の2ページをご覧ください。事業内容でございます。1番の概要でございますが、区では、平成16年度から東京都及び都内区市町村で構成される東京電子自治体共同運営協議会が提供いたします「東京共同電子申請・届出サービス」を活用し、住民票の写しの交付請求や乳幼児・子ども医療証の申請などの手続をオンラインで受け付けてございます。現在、こちらは98手続、登録業務がございます。なお、こちらにつきましては、平成16年度の本審議

会で承認いただきまして、以後、手続の追加を、その都度、本審議会に諮問・報告し、承認・了承をいただいているところでございます。

このたび、新たに47-1にございます36手続を追加することで、さらなる区民の利便性の向上を図りたいと考えているところでございます。

2番、本審議会への付議内容でございますが、1つ目といたしまして外部結合でございます。既に外部結合を行っている「東京共同電子申請・届出サービス」において、手続の追加を行います。2つ目といたしましてシステム改修の業務委託でございます。こちらは、まず資料47-1をご覧ください。こちらは追加手続一覧でございます。今回、追加いたします手続の手続名、登録業務名及び担当課、取り扱う個人情報項目を記載させていただいているところでございます。36手続でございますので、こちらに記載のとおりでございます。

続きまして、恐れ入りますが、参考資料の47-1をご覧ください。こちらにつきましては、追加手続に関する各手続の概要を記載させていただいているところでございます。こちらの手続の受付にあたりまして、電子申請を受けられるものにするといったようなところでございます。

恐れ入りますが、説明資料47の3ページをご覧ください。外部結合についてでございます。登録業務の名称につきましては、追加する手続については、先ほどご説明いたしました資料47-1のとおりでございます。

結合される情報項目につきましても、先ほどの資料47-1のとおりでございます。

結合の相手方といたしましては、東京電子自治体共同運営協議会でございます。

結合する理由でございますが、申請者は窓口に来庁することなく、24時間申請手続が可能となり、区民の利便性向上を図ることができるためということでございます。

結合の形態でございますが、LGWAN回線を利用いたしまして、東京電子自治体共同運営センターのサーバと区のイントラネット端末を接続するものでございます。

結合の開始時期につきましてということでございますが、令和4年4月1日以降でございます。

運用上の対策といたしましては、東京電子自治体共同運営協議会策定の情報セキュリティポリシー、区の個人情報保護条例及び区の情報セキュリティポリシーを遵守するといったところでございます。

システム上の対策につきましては、行政専用のLGWAN回線を利用いたしまして、特定相手以外との通信は不可とするといったところでございます。

恐れ入りますが、資料47-2、カラー版の資料をご覧くださいと思います。こちらに、個人情報の流れについて書かせていただいているところがございます。まず、区民である申請者、区民の方々が、パソコンやスマートフォンを使いまして、こちら、インターネット回線を通じまして、専用サイトから申請するといった形になります。こちらを申請いたしましたら、その情報が、東京電子自治体共同運営協議会が委託しております、運用受託事業者である富士通株式会社のサーバに入りまして、こちらのデータがL G W A N回線を通じまして、区のイントラネットパソコンに申請到達メールの通知といったような形で、データが行くといった形でございます。その後、区が申請内容を確認いたしまして、受付処理をいたしましたら、その内容が、こちらの運用受託事業者のサーバを通じまして申請者のパソコンに、④番でございますが、申請受付完了のメール通知が行くといったようなところがございます。また、こちら区といたしましては、⑤でございますが、申請者が申請したものを、区がL G W A N回線を通じまして情報をダウンロードしていくといったようなところがございます。個人情報の流れは以上といった形になりますが、黄色の枠の中に記載しているとおおり、それぞれのところでセキュリティの対策をさせていただいているところがございます。

こちらの情報保護対策の説明につきましては、以上でございます。

恐れ入りますが、説明資料の5ページをご覧くださいと思います。業務委託についてでございます。

こちらは、登録業務の名称につきましては、資料47-1のとおりでございます。

委託先につきましては、富士通株式会社でございます。

委託に伴い事業者処理させる情報項目については、資料47-1のとおりでございます。

委託理由といたしましては、東京電子自治体共同運営協議会がシステムを構築しておりますが、このシステムの構築を富士通株式会社が行っていることから、富士通株式会社に委託しております。

委託の内容といたしましては、東京電子自治体共同運営協議会が提供する「東京共同電子申請・届出サービス」の運用管理でございます。

こちらの開始時期については、令和4年4月1日から令和5年3月31日まで、次年度以降も同様の業務委託を行います。

委託にあたり区が行う情報保護対策につきましては、運用上の対策については、東京電子自治体共同運営協議会策定の情報セキュリティポリシー、区の個人情報保護条例及び区の情報セキュリティポリシーを遵守するとともに、契約にあたって特記事項を付すところがございます。

システム上の対策については、先ほど外部結合でお話しした内容と同様の内容でございますので割愛させていただきます。

続きまして、6ページをご覧くださいと思います。受託事業者に行わせませぬ情報保護対策、こちらにつきましても、外部結合と同様の内容でございますので、説明については割愛させていただきます。

説明につきましては、雑駁でございますが、以上でございます。よろしくお願ひいたします。

【会長】 それでは、本件についてご質問かご意見ありましたらどうぞ。

それでは、本件は、外部結合については諮問事項ですので、特別なご意見がなければ、異議がなければ承認といたします。それから、業務委託は報告事項ですので、この点については了承ということで終了したいと思いますが、よろしゅうございますか。

では、本件は、諮問事項は承認、報告事項は了承ということで終了いたします。ご苦勞さまでした。

それでは、次は資料48「マイナポータルぴったり電子申請サービスの利用に係る外部結合等について」であります。それでは、説明される方は、資料の確認の上、ご説明ください。

【特命担当副参事】 総合政策部副参事特命担当の廣井と申します。本件につきましては、様々な課にまたがるというところがございますので、私のほうで一括してご説明をさせていただきます。

まず、資料の確認をお願いいたします。資料につきましては、資料48の諮問・報告事項に加えまして、資料48-1「マイナポータルぴったり電子申請サービスにおける個別の情報項目」。続きまして、資料48-2、こちらは1枚組のカラー刷りのものがございますが、「マイナポータルぴったり電子申請サービスを利用した電子申請に係る個人情報の流れ」でございます。最後、参考資料といたしまして、参考48-1「各手続の概要」、以上、3点をご準備させていただきます。よろしいでしょうか。

それでは、説明資料に沿いまして、ご説明を始めさせていただきます。

まず、資料48の2ページをご覧くださいと思います。

事業の内容でございます。区では、平成16年度から東京都及び都内区市町村で構成される東京電子自治体共同運営協議会が提供する「東京共同電子申請・届出サービス」を活用いたしまして、行政手続のオンライン化を進めてきたというところがございます。

今般、国が令和2年12月に策定いたしました「デジタル・ガバメント実行計画」において、地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続のうち、特に国民の利便性向上に資す

るオンライン化対象手続については、原則マイナポータルの基盤を活用することとされたところでございます。区におきましては、対象手続及び当該業務に関連する手続で、当該基盤を活用することで電子申請手続の検索から申請まで一貫したサービスを提供することで、区民サービスの向上とか、行政事務の効率化等を推進していくというものでございます。

対象手続につきましては資料48-1と、手続内容につきましては参考の48-1をご参照いただきたいと思います。こちらの手続ですが、子育て関係が24手続、介護関係が11手続、被災者支援関係が1手続というところでございまして、合計36手続というところでございます。

もとの資料にお戻りいただきまして、2番の処理概要でございます。(1)といたしまして、電子申請機能を利用した申請受付から始まりまして、申請データの取得については、後ほど詳しくご説明させていただきますが、(2)のマイナポータルびったりサービスが持つ申請サービス機能を利用した申請データの確認・取得(手動)と、システム関連の整備が完了した後の(3)の区の申請管理システムを介した各業務システムへの申請データ取込み(自動)というところがございます。

続きまして、3番の本審議会への付議内容でございます。

まず1点目といたしましては、(1)外部結合でございます。総合行政ネットワークシステム(LGWAN)を介した地方公共団体情報システム機構(J-LIS)への外部結合を行います。

2点目といたしましては、(2)の業務委託でございます。各業務システムに申請データを取り込むためのシステム改修業務等の委託を行うところでございます。

次に、個人情報の流れについてでございますが、こちらは資料48-2のA4横のカラー刷りの資料、「マイナポータルびったり電子申請サービスを利用した電子申請に係る個人情報の流れ」で、ご説明をさせていただきます。まず、資料の左側、緑色の枠の部分の区民でございますが、パソコンまたはスマートフォン、タブレット端末等を用いまして、暗号化されたインターネット回線を通じて、マイナンバーカード認証により、マイナポータルびったりサービスにログインいたします。マイナポータルびったりサービスにおいて、利用者が電子申請の入力を行いまして、氏名、住所等の申請者情報の記録を出してまいります。申請者の情報につきましては、不正侵入検知・通知・遮断等について、管理する対策も施されているところでございまして、申請者情報につきましては1カ月後に自動消去されます。

これらの情報を区で取得するということになりますが、先ほどご説明させていただきました

情報の取得を職員が手動で行う第1段階、各システムにおける完了後に申請管理システムを介しまして、各業務システムサーバに自動的に取り込む第2段階がございます。

まず、第1段階といたしましては、電子申請があった場合には電子メールでお知らせがありますが、区のイントラネットパソコンにログインするために、電子証明書とか、ID/パスワード等の多要素認証がございます。ログイン後になりますが、資料の④の部分になりますが、手動で行う場合は申請管理機能を利用いたしまして、別のID/パスワード認証により、申請データをダウンロードいたします。これらのデータを区が参照いたしまして、資料の⑤の部分になりますが、各システムに手入力をしていきます。

第2段階といたしましては、先ほど申しあげました各システムの整備が完了してからというところになりますが、資料の④の部分です。自動的に情報を取得するということになりますが、各種セキュリティ対策が講じられた申請管理システムを介して、申請データを各情報システムに取り込みまして、資料の⑤のところになります。ID/パスワード認証により、各システム内の申請データ閲覧及び処理を行うという流れで進んでまいります。

以上が個人情報の流れになります。恐れ入りますが、もとの資料にお戻りいただきまして、資料48の説明資料の3ページをご覧くださいと思います。こちらは、外部結合についての内容でございます。

登録業務の名称につきましては、先ほどご覧いただきました資料48-1のとおりでございます。計36手続でございます。

続きまして、結合される情報項目、こちらにつきましても資料48-1のとおりでございます。

続きまして、結合の相手方につきましては、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）でございます。

結合する理由につきましては、こちらの3行目以降でございますが、申請者が窓口に来庁することなく、24時間申請手続が可能となり、区民の利便性向上を図ることができるためというところでございます。

結合の形態につきましては、総合行政ネットワーク（LGWAN）回線を利用いたしまして、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）のサーバと、区のイントラネット端末を接続するものでございます。

結合の開始時期につきましては、令和4年3月からでございます。

続きまして、情報保護対策につきましては、運用上の対策については、国策定の情報セキュ

リティポリシーとか、新宿個人情報保護条例及び新宿区情報セキュリティポリシーを遵守するものでございます。また、システム上の対策につきましては、1の後半の部分に記載してございますが、行政専用のL G W A N回線を利用いたしまして、特定相手以外の通信は不可とするなどでございます。また、5のゴシックのアンダーラインを引いた部分でございますが、情報セキュリティアドバイザーからの助言を受け、システム・ネットワークの状態、機器操作、サービス利用等について、監視・アクセス等のログを記録いたしまして、必要に応じて分析を行ってまいります。

続きまして、5ページをご覧いただきたいと思えます。5ページにつきましては、業務委託についてのご説明でございます。

登録業務の名称につきましては、先ほどご説明させていただきました資料48-1のとおりでございます。

委託先につきましては、記載のとおりでございます。

委託に伴い事業者へ処理させる情報項目、こちらにつきましても、資料48-1のとおりでございます。

委託理由につきましては、各委託先について、各業務システムの開発業者であること、また、システムの改修業務及び保守業務を安全かつ効率的に行うことができるためというところでございます。

委託の内容につきましては、1、各システム改修業務と、2、保守業務がございますが、内容は記載のとおりでございます。

委託の開始時期につきましては、各システム改修業務については令和4年4月から、保守業務は、システム改修業務終了後、令和5年3月31日まででございます。翌年度以降も同様の業務委託を行うものでございます。

委託にあたりまして区が行う情報保護対策でございますが、運用上の対策につきましては、1の契約にあたっては、「特記事項」を付しまして、新宿個人情報保護条例及び情報セキュリティポリシーを遵守します。続きまして6ページをご覧いただきたいと思えます。2のシステム開発及び変更作業につきましては、改修プログラムを委託先で作成いたしまして、そのプログラムを各システムに適用させ、データの持ち出しは行わせません。また、委託先が実施する検証作業については、テストデータを使いまして、実データを使用した検証作業は区職員が行い、個人情報を取り扱わせません。システム上の対策につきましては、先ほどの外部結合の説明の際にご説明したところと同様の内容でございますので、恐れ入りますが、割愛させていた

だきます。

受託事業者に行わせる情報保護対策、こちらにつきましても、先ほどご説明したところと同様となりますので、説明については割愛させていただきます。

説明については以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

**【会 長】**この前の議題と今回の議題の関連性がよく分からないのですけれども、結合する相手が、前の場合は東京共同電子申請サービス。要するに、両方とも電子申請ではないかというふうに理解しまして、前の件は、結合の相手は東京共同電子申請届出サービスであって、今回は地方公共団体情報システム。これはどういう使い分けになっているんですか。同じ電子申請なのに、何でこの議題が2つに分かれているのですか。何をこちらは考えたらいいか分からないです。誰でもいいですから説明してください。

**【特命担当副参事】**2番でご説明させていただきました東京共同電子申請・届出サービスにつきましては、各都道府県単位で運用しているものということでございまして、東京については、東京都のほうで運営しているというような届出サービスでございます。

今回、デジタルサービスということでご説明させていただきましたが、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）につきましては国のほうで運用をしている機関というところございまして、日本全体の部分を扱っているというようなところで、違いがあるというところございまして。

**【会 長】**それで、その2つのどちらのサービスを使うかということは、どういう分類で、2つに分かれているのですか。

**【特命担当副参事】**今回、先ほどのご説明でも一部触れさせていただいたのですが、国のデジタル・ガバメント実行計画というものとか、国のデジタル・トランスフォーメーション推進計画というものがございまして、その中で、地方自治体が特に積極的に電子申請を推進すべきものということで、幾つかの手续が位置づけられたというところになります。これについては、マイナポータルデジタルサービスのプラットフォームを使いまして、申請を進めるというようなところを基本とするという方針が示されたというところがございますので、区でも、区民にとってどちらが利便性向上につながるのかというところを検討いたしまして、今回につきましては、36手続については、デジタルサービスのほうで申請を進めてまいりたいと、判断いたしました。

**【会 長】**どちらのサービスを使うかは、その担当課で判断して、その使い分けをしているということですか。

【特命担当副参事】今回、国で指定した手続につきましては、具体的には市区町村手続としては27手続ございまして、そちらについては、国では、このマイナポータルデジタルサービスの基盤を使うところを基本とするというような姿勢が示されたというところでございます。

使い分けの部分でございまして、それぞれのシステムはメリット、デメリットがございまして東京共同電子申請・届出サービスにつきましては、現状なのですけれども、マイナポータルデジタルサービスという国のインターネットサイトがございまして、そこで、新宿区でしたら「東京都新宿区」と選びますと、電子申請ができる一覧というものが出てくる形になっております。そこから、現状ですけれども、インターネットでリンクが張られておりまして、東京電子自治体のサイトに飛んで、そこで申請する形になってくるわけですが、そこでは、IDとかパスワードの取得が新たに必要という、手間がかかるというような状況がございまして。

また、スマートフォンでの手続も、デジタルサービスにおいては対応も可能とうようなところがございまして、電子申請を導入すると、先ほど申し上げたデジタルサービスのインターネットサイトの中で、サイトのリンクを張らずに、その中で申請できるというような機能を持ち合わせているものですから、区民の利便性の向上を考えまして、こういった手続については、デジタルサービスのほうで導入を進めてまいりたいと考えたところでございます。

【会 長】一応分かりました。

それでは、事務局のほうから、セキュリティアドバイザーのご意見を。

【区政情報課長】「情報セキュリティアドバイザー意見一覧」をご覧ください。2行目になります。アドバイザーからは、マイナポータルぴったり電子申請サービスへのサービス利用における区のシステム・ネットワークの状態、機器操作、サービス利用等について、監視もしくはアクセス等のログを記録する。ログについては、必要に応じて分析を行うことが望ましいという助言をいただいております。担当課のほうにつきましては、先ほど担当課長からございましたように、ログについて記録を行う、また必要に応じて分析をするということで対応をすると、回答をいただきました。以上です。

【会 長】それでは、本件につきまして、ご質問かご意見がありましたら、どうぞ。伊藤陽平委員。

【伊藤（陽）委員】この手続があったときに「メールでお知らせ」という表記が、さっきご説明があったのですけれども、このメールの内容とか、あとはメールの件数がすごく膨大で、1万件とかになる可能性というのがあるのかということと、どういうメールアドレスで管理をするのかということと、そのメールに対するセキュリティ対策というのはどういうふうを考え

ているのかという、そのあたりをお答えいただけるとありがたいです。

【会 長】ご説明ください。

【特命担当副参事】メールにつきましては、電子申請があった段階で、基本的には、現在の所管課のアドレスというのがございますので、そちらに届くようなところを、想定しております。そのメールが届きましたら、先ほど申しあげましたとおり、1カ月間で情報が削除されますので、適宜、担当の所管課でダウンロードをして、データを引き出しまして、それで管理していくという流れです。

【伊藤（陽）委員】ありがとうございます。ちょっと気になったのは、所管のメールアドレスという話があったのですが、1万件とか扱う、メールが1万件来たりとかというのはないのですか。そうすると、ほかのメールとごちゃごちゃになったり、迷惑メール扱いされたりということがあると、それはそれで何か個人情報の漏れみたいなのにつながるような気がしたのですが、そのあたりはいかがですか。

【会 長】ご説明ください。

【特命担当副参事】メールにつきましては、現状、国のシステムの使用というのが、詳細が示されていないというようなところがございますので、何件かたまったらメールが届くのか、それとも1件1件、1件あるたびにメールが届くのかというところが、まだはっきり示されていないようなところがありますので、それ次第で、対応については検討してまいりたいと思っています。

【情報システム課長】メールの件につきましては、今回、各課に担当を振りまして、メールアドレスを登録するという流れを想定しております。通常はその担当宛でのメールアドレスというのがあるのですが、それとは別に、申請受付用のメールアドレスをつくって、そこで管理するという手法もありますので、それにつきましては、例えば国民健康保険は1万件という数字も出ております。ただし、一遍に来るわけではなくて、年間を通してになりますので、それほど多くはないとは思っておりますが、状況を踏まえながら、その辺は対応してまいりたいと考えております。

【伊藤（陽）委員】ありがとうございます。今おっしゃられたような対応が必要だと思っていて、メールアドレスに関しては、やっぱり分けたりとか、あとは迷惑メールだったりとか、そういうときに、個人情報がなくなってしまったとか、ちゃんととれなかったということが、どういうやり方か、まだ分からないという話でしたけれども、そこに関してはメールの、どういうふうなオペレーションでやったらいいのかというのは、マニュアルみたいなものを、用意を

いただいて、漏れがないように対応いただければよろしいのかなと思いました。以上です。

【会 長】ほかに、ご質問等、ご意見ありますか。あざみ委員。

【あざみ委員】先ほど東京共同電子申請・届出サービスとの関連のお話がありましたけれども、今回の手続の37手続というのですか、その中で既に東京共同電子申請・届出サービスで電子申請ができる、できていたものというのは、あるのでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【特命担当副参事】既に共同運営のほうで届出ができるサービスというものはございまして、合計で19手続が申請できる形になっております。

【あざみ委員】そうしますと、今はそちらのほうで電子申請ができていますが、これが通ったら、新しいマイナポータルびったりサービスのほうで電子申請をしなければならなくなるということですね。併用はできないということなのですね。そうすると、マイナポータルびったりサービスを使うためには、マイナンバーカードを持たなければいけないということが条件になるわけですね。それが、持っていらっしゃるか、いないかというのは、今使っている人たちは分からないかもしれないですけども、その辺はそういうことでよろしいのでしょうか。

【特命担当副参事】現状で、東京共同電子申請・届出サービスにつきましては、汎用申請と簡易申請と2つございます。汎用申請につきましては、本人確認が必要ということで、基本的に電子署名が必要ということになるわけなのですけれども、その際、どうやって本人確認するかといいますと、マイナンバーカード、もしくは住基カード、なお、住基カードはいずれ期限が切れてしまうということになります。そちらを使っていただいて、電子署名のうえで電子申請をするという形になりますので、いずれにいたしましても、今回、マイナポータルびったりサービスを導入する以前に、現状でも電子署名が必要というところがございますので、特に区民にとって不便になるとか、そういったところはないということでございます。

【あざみ委員】私も、この東京共同電子申請・届出サービスのほうの電子申請である申請をしたことがありますけれども、別にマイナンバーカード、マイナンバーの番号は必要ではなかったですし、要するに、本人認証の一部として使うこともできるという意味でおっしゃったのか。要するに、マイナンバーカードが、今回の諮問されている部分に必要なわけですね。前の手続だったら必要ではないのが、必要になるということになってしまえば、どうしてもマイナンバーカードを持つということが条件で、持たないでいいと、持ちたくないという人にとっては、それが電子申請できないので、ある意味、サービスの低下になるのではないかと私は思っているのですけれども、それはどうでしょうか。

【会 長】 ご説明ください。

【特命担当副参事】 今、委員がご指摘になった部分は、恐らく共同運営サービスのほうで簡易申請と呼ばれているものかと思えます。簡易申請につきましては、主にイベントの申込み等で使っていただくというようなところを想定しておりまして、これについては、本人確認において、電子署名は不要というような対応をしているものですから、特にマイナンバーカードは不要というところになります。

今回導入しようとしているものは汎用申請というところをございまして、電子署名が必要な申請というところになりますので、その部分については、ぴったりサービスでも、共同運営でも、変わりはないというようなところで思っているところをございます。

【あざみ委員】 いずれにしても、今回のこの36手続については、これを必要としなければ、電子申請ができないということでは、国のほうが基本とするというふうにおっしゃったということなのですけれども、絶対そうしなければいけないということではないと思えますので、マイナンバーカードを、やはり持つことについて不安に思っている区民の方もおりますし、実際のところ、これからいろいろな情報の紐づけされたり、いろいろな活用を国が考えている中で、やはり個人情報保護という観点では、これを所有していなければ電子申請ができない事業については、私は、今回、これは諮問ですので、なかなか了承はできないなというふうに思っているところです。以上です。

【会 長】 これは、今回の提案は、先ほどの地方公共団体情報システム機構のシステムの手続を使うのですけれども、先ほどの東京共同電子申請・届出サービスのシステムではできないという、今回申請されている36手続については、東京共同電子申請・届出サービスではできないから、この地方公共団体情報システム機構のシステムを使うと、こういうことなのですか。

【特命担当副参事】 できるかできないかというところで申し上げますと、東京共同電子申請・届出サービスでもできるというところになりますが、ただ、先ほど申し上げましたとおり、東京共同電子申請・届出サービスにつきましては、スマートフォンでの申請ができないところをございまして、また、手続を登録するには様式の登録からしていくことになりますけれども、その作成作業も必要になってくるという負担がございます。マイナポータルぴったり電子申請サービスについては、そういった申請手続を登録する機能というものも非常に充実されておりまして、また、申請の様式についても、国が標準様式というところで、あらかじめつくったものございますので、そういった意味からも、電子申請サービスで、今回導入するということは、区民にとってメリットがありますし、区にとってもメリットがあるというところ

で考えております。

【会 長】ほかに、ご質問かご意見ございますか。浦上委員ですね。

【浦上委員】お伺いしたかったのは、使う立場にしたときに、申請がうまくいったかどうかという部分が非常に重要で、今回の場合というのは、申請しました、申請がうまくできましたというのは、これはポータルで確認するのかわというのは、ポータルの申請者情報を1カ月後に自動消去ということでしたけれども、その後、実際に申請したと思っていたのにしていなかったとか、そういうトラブルというのは起こらないのかなと、その辺が分からないので教えていただければと思います。

【特命担当副参事】申請された方につきましては、先ほど手動の場合というところでご説明させていただいたところですが、こちらのシステムにつきましては、申請管理機能というものを国で用意しているところです。そちらで、具体的には、マイナポータルぴったりサービスに入ってくださいまして、ご自分の電子申請がどうなったかというステータスを確認する画面というものがございまして、それによりまして、現在処理中なのか、完了しているのか、要再申請なのか、申請却下なのかというようなところで、こちらの付番のほうで受け付けた状況を設定するというような形をとれますので、申請された方は安心してご自分の申請状況がどうなっているのかを確認できるというようなところでなっております。

先ほどの1カ月で消えてしまうというところがございますが、こちらは全国の自治体で活用するということがございます、容量的な問題が恐らくあるとは思っております。その関係で、1カ月後に自動消去というような機能が設けられております。こちらにつきましては、運用上、電子申請が上がってきた際、先ほどメールでお知らせがあると説明させていただきましたが、そのダウンロード漏れがないように、所管課のほうでしっかりと対応をしてみたいと思っております。

【浦上委員】分かりました。そうしたら、区民の立場、利用する立場からすると、1回申請したら、その後はポータルで進行状況、申請状況はどうなっているかというのは、確認することができるという使い方になると。分かりました。ありがとうございました。

【会 長】ほかに、ご質問かご意見はございませんか。木もと委員。

【木もと委員】説明いただきまして、内容に関しましては、個人情報の保護対策はしっかりとされていると思います。その上で、さらにこの情報セキュリティアドバイザーの意見によりまして、このログの記録、また分析ということで、さらにという形で対策がとられていると思っております。このログに関しての分析においては、「必要に応じて」というような表記になって

おりますが、このログの分析は、どのようなところを想定して、分析に関して想定をされているのか。また、これを行うのは、情報システム課で行うのか所管課で行うのか、そのあたりをお伺いいたします。

【会 長】ご説明ください。

【情報システム課】ログの管理についてのお尋ねでございます。まず、アクセス等のログの記録をするということでございますので、何か不具合があった、常時見に行くわけではなくて、やはり何らかのイレギュラーな動きがあった場合に、所管課あるいは情報システム課のほうで把握した段階でログのほうを見まして、どの時期、どの時間帯で、どういう動きがというのを確認しまして、その原因特定、そういったものを行っていくという流れになります。実施にあたっては、情報システム課で考えております。

【木もと委員】分かりました。常に監視等をしているということですので、しっかりとやっていただければと思いますので、よろしく申し上げます。以上です。

【会 長】ほかに、ご質問かご意見はございますでしょうか。

ないようでしたら、何かご意見ございますでしょうか。反対意見があれば。どうぞ、あざみ委員。

【あざみ委員】先ほどの質疑の中で言いましたけれども、こちらを私は、了承はできないということ。

【会 長】では、あざみ委員は反対ということで。ほかの委員の方は、どうでしょうか。了承ということでよろしいでしょうか。

では、そういうことで、あざみ委員は反対、そのほかの委員は賛成ということで、諮問事項、外部結合については承認と。改修業務の委託については報告事項ということで、了承ということで終了といたします。ご苦労さまでした。

次は、資料49「財産調査システムの利用に係る外部結合について」であります。説明される方は、資料を確認の上、ご説明をお願いします。

【医療保険年金課長】医療保険年金課長の志原でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、「財産調査システムの利用に係る外部結合について」、ご説明させていただきます。申し訳ございませんが、資料49、資料49-1、資料49-2について、当日の差し替えとさせていただきます。また、情報提供として、1枚、「端末を利用した口座振替受付サービスの導入について」という資料も机上に配付してございます。

それでは、財産調査システムの利用に係る外部結合について、ご説明させていただきます。

初めに、事業の概要です。お手元の資料49の2ページをご覧ください。

事業名は財産調査システムの利用に係る外部結合について、担当課は医療保険年金課でございます。

次に、目的でございます。国民健康保険料の滞納整理にあたりまして、総合行政ネットワーク（LGWAN）の認証サービスである財産調査システム「DAIS」及び「pipitLINQ」を利用し、業務作業デジタル化することにより、迅速かつ効果的に滞納整理を行います。

対象者は、滞納整理における財産調査の対象者でございます。

次に、事業の内容でございます。現在、国民健康保険料の滞納整理を行うための財産調査は、紙媒体で作成した依頼書を金融機関ごとに、対象者ごとに郵送することで対応しておりますが、業務作業が煩雑であり、また金融機関の事務作業も同様に煩雑でありまして、回答を得るまでに、現状1カ月から半年ほどの時間を要しているところでございます。財産調査システムにより、これらの業務をデジタル化し一括照会することで、照会作業の煩雑さを解消し、最短で翌日回答を得られるなど、短時間で迅速かつ効果的な滞納整理を行うことができるようになります。また、郵送事故のリスクを回避し、調査業務の安全性の確保にも寄与するものでございます。

次に、システムを利用した個人情報の流れについては、資料49-1をご覧くださいと思います。まず、国保標準システム、こちらは国民健康保険の事務を行っている標準システムでございますが、こちらから対象者の照会データを作成し、イントラパソコンにまず保存いたします。次に、財産調査システムを利用して、照会データを各金融機関へ送信し、対象者の取引の有無を照会します。各金融機関では、照会データについて、口座の有無などを調査し、回答データを財産調査システム側にアップロードします。区が、金融機関からの回答結果を財産調査システムから取得し、滞納整理事務に活用いたします。

それでは、資料49にお戻りください。こちらの2ページでございます。3の利用見込件数は、5万2,668件でございます。

次に、調査票の内容をご説明いたします。外部結合について、3ページ及び4ページをご覧ください。こちらは、保有課、登録業務の名称は、記載のとおりでございます。

結合される情報項目については、個人情報の範囲は、財産調査の対象者です。情報項目の内容につきましては、資料49-2のとおりでございます。

また3ページにお戻りください。続いて、結合の相手方ですが、DAISの情報提供者であるSocioFuture株式会社及びpipitLINQの事業提供者である株式会社NT

Tデータ・アイでございます。本日机上配付にて資料を差し替えさせていただきました理由でございますが、こちらは社名が変更になったということでございます。S o c i o F u t u r e 株式会社が、旧日本ATM株式会社から、本年1月に社名変更したものでございます。したがって、事前送付いたしました資料の日本ATM株式会社の記載部分は、S o c i o F u t u r e 株式会社に、読み替えていただければと思います。会社名の変更以外に、訂正の事項はございません。申し訳ございませんでした。なお、両社は政府のデジタル・ガバメント実行計画の連携事業であり、両社が運営する財産調査システムは、L G W A N - A S P サービスとして承認済みでございます。

続きまして結合する理由ですが、区が財産調査システムを利用し、各金融機関に財産調査を行い、回答を得るためには、両者のシステムが登録されていますL G W A N への結合を要するためでございます。なお、該当システムによる財産調査は、国税徴収法第141条に基づき、全国の金融機関を網羅的に調査捕捉することを目的としており、連携する金融機関が重複しない2社のサービスを利用するものでございます。

形態は、L G W A N 回線を使用した専用端末によるデータ送受信となります。

開始時期につきましては、令和4年5月です。

続いて、情報保護対策についてご説明いたします。運用上の対策としては記載のとおりであり、システム上、特に重要な対策としましては、このうちまず1番、利用目的は滞納整理に係る業務のみといたします。こちらは、情報セキュリティアドバイザーからの助言によるものでございます。2番から8番の、通常行っているものですが、特に5番目、専用のイントラパソコンに保存した照会データは、送受信後直ちに削除する運用をいたします。また、9番としまして、金融機関の照会・回答データは60日間経過後、削除する運用となっております。

以上で、財産調査システムの利用に係る外部結合についての説明は、終了いたします。

【会 長】事務局からセキュリティアドバイザー意見を。

【区政情報課長】情報セキュリティアドバイザー意見一覧をご覧ください。アドバイザーのほうからは、以下の助言がございます。本システムの使用は、個人の財産に関わることであり、滞納整理に係る業務のみに限定をすることという助言がございました。意見を受けての担当課の対応ですけれども、滞納整理に係る業務のみに利用するという回答をいただいております。以上です。

【会 長】それでは、本件につきまして、ご質問かご意見がございましたらどうぞ。あざみ委員。

【あざみ委員】滞納整理ということで大変な労力になることを、こうやって効率化をすればいいことが必要なのではないかと思うのですけれども、ただ、財産という情報は非常に重いものですので、本当に慎重に扱わなければいけないところです。この結合する相手方が、この2つの会社だということなのですからけれども、これにかわる会社が、そういうところがあるのかどうかというのは、どうなのでしょう。

【医療保険年金課長】現在のところ、こちらは国のデジタル・ガバメント実行計画に基づいた形で、国全体としても、IT戦略の一環として進めている流れの中で、この2社を除いて、特に今回のような金融機関の全体のことでやっている会社というのは、なかなか外部から入ってくることは難しいと思います。この2社を限定して、それぞれ金融機関を分担して実行するというので、今のところ進んでいるものでございます。ただ、将来どうなってくるか、今のところは不明でございます。

【あざみ委員】あらゆる対策をして、そういったいろいろな認証を受けている企業であっても、万が一というような、個人情報が出るといことは、この間もあったわけですので、万が一、どちらかの企業がそういうことがあった場合、そうするとかわりの企業がない現時点ということでは、もとの形に戻すということも必要だというふうに思うのですけれども、その点のお考えは、どのようになっているのでしょうか。

【医療保険年金課長】今回、この財産調査システムが導入されますが、従来の郵送、郵便による照会がなくなるわけではございません。また、現状でも全ての金融機関がシステム的に恐らく対応はできないのだと思いますが、現状、スタートしてまだ2年ぐらいでございますので、まだ全ての金融機関が対応しているわけではありません。しばらくの間は、郵送と、こういったことに対応した金融機関との併用が続くこととなりますので、仮にそういった事故等が起こって停止した場合でも、従来どおり郵送による対策は立てております。当然、業務上は支障があり、効率はかなり下がります。継続もできますし、また、そういったことが起こった場合は、代替手段が確保されていることを認識しております。

【あざみ委員】分かりました。とにかく財産情報という、とてもセンシティブなものですので、滞納整理に限るといことは重々お願いしたいというふうに思います。

【会長】結合の相手方は2社なのですからけれども、先ほど2社が分担という言葉が出たのですが、この2社の使い分けはどのようなふうに考えていますか。

【医療保険年金課長】明確に分かれているということではないのですが、今の傾向を見ますと、このDAISというシステムは、主に地方銀行系中心です。例えば北海道の地方銀行だと、北

海道銀行とか、あと四国の地方銀行等が今、対応しております。pipitLINQのほうは、都市銀行系が多いですが、例えば千葉銀行とか、新生銀行とか、横浜銀行とか、大規模な金融機関が多いというところで、明確なすみ分けは明らかではないのですが、両社が重複しないように、金融機関を分けて運用していくというところで、今進んでおります。

【会長】何かご質問かご意見ございましたら。よろしいですか。

そうすると本件は、外部結合は諮問事項ですから、特別なご意見がなければ、承認ということで終了しますが、よろしゅうございますか。

では、本件は承認ということで、終了します。

【医療保険年金課長】あと一つ、報告しておく事項がございます。こちらは付議事項ではございませんが、審議会の委員の皆様へ情報共有を図りたい案件がございますので、ここで報告させていただきたいと思っております。

【会長】事務局、報告事項としても扱わないのですね。単なる報告で、聞いておけばいいのですか。

【区政情報課長】医療保険年金課長からこれから申し上げる報告事項については、医療保険年金課での窓口の手続に関してのものになりますので、審議会への情報提供が必要かと、事務局でも判断をして、時間を設けさせていただきました。ただ、条例の報告事項ではございませんので、あくまでも情報提供ということで、ご承知、ご了承いただきたいと思います。

【会長】要するに、報告事案として扱わないでいいということですね。

【区政情報課長】はい。

【会長】では、どうぞ、ご説明ください。

【医療保険年金課長】では、ご説明いたします。お手元の、端末を利用した口座振替サービスの導入についてをご覧ください。国民健康保険料の口座振替を希望する区民の利便性向上と口座振替加入のさらなる促進を図るために、民間のサービスを取り入れて、読み取り端末を利用した口座振替受付サービスを導入いたします。本件は、先ほどご説明がありましたように、付議事項に該当するものではございませんが、国民健康保険の事業の一部であることから、報告させていただくものでございます。

当該サービスは、国民健康保険料の口座振替の希望者が、区の窓口で読み取り端末を利用して、キャッシュカードの読み取り操作をすることで、即時に金融機関への口座振替登録を完了させるものでございます。これによりまして、これまでは申請用紙に記入し、銀行の届出印の押印とか郵送による口座照会が不要に、これまでのそういった口座照会の手続が不要になり、

これまで最大で2カ月かかっていた口座振替開始までの時間が解消されるものでございます。

申し込み受付時の様子等は、こちらの2の当該サービスを利用した口座振替の申込みの流れをご覧ください。対象の金融機関は、当初こちら、みずほ銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、ゆうちょ銀行で、他の金融機関については、今後の登録率を踏まえて導入を検討していきます。

当該サービスに係る個人情報の取扱いですが、希望者自らが読み取り端末の操作を行うため、区は個人情報を取得しないほか、読み取り端末に入力情報は保存されません。なお、区民が操作する際は、読み取り端末にシールド等を設置することにより、第三者が操作内容を視認できないよう、対策を講じる予定でございます。

導入は令和4年5月1日からで、国民健康保険の加入時に窓口で案内するほか、区のホームページや、制度周知の冊子等で周知していくものでございます。

以上で、情報提供の報告を終わりにいたします。

【会長】何かご質問がありましたら、この際ですから、どうぞ。なければ、お聞きしたということで終わりにしたいと思います。

では、資料50です。「石綿事前調査結果報告システム（環境省・厚生労働省運用）との結合について」、ご説明される方は、資料確認の上、ご説明をよろしくお願いします。

【環境対策課】環境対策課長の向でございます。どうぞよろしく願いいたします。

資料は、資料50でございます。別紙も含めて全部で4ページものになってございます。それから資料50-1、これはA4横になっております。カラー刷りになっております。資料につきましては以上でございます。よろしいでしょうか。

それでは、内容についてご説明をさせていただきます。

件名です。石綿、いわゆるアスベストです。石綿事前調査結果報告システム（環境省・厚労省運用）との結合についてということで、本件につきましては、法令に基づく結合ということですので、第17条第1項第2号に基づく報告という仕切りになってございます。

それでは、1ページおめくりいただきまして、事業の概要欄をご覧ください。

事業名、担当課については、記載のとおりでございます。

目的です。国が開発を今進めております、このシステムを導入して、建築物等の解体・改修時の石綿含有建材に係る事前調査結果の報告を確認するというところで、要は、全国共通のシステムに基づいて、区もそのシステムを活用していくということでございます。

対象者は、解体工事等の元請業者がこれらの報告をすると。報告義務になっているというこ

とでございます。

概要として、令和3年4月1日に大気汚染防止法が改正になりました。建築物等の解体等の工事における石綿の飛散防止のために、全ての石綿含有建材へ規制を拡大いたしました。今までは比較的飛散の可能性が少ないと言われていた成形板なども、規制の対象になるということです。それから、工事の元請業者は、工事前にこの建材を確認して、確認をするところまで、今までも法で規制されておりましたが、その次の、この調査結果を区に報告するというところについて、新たに令和4年4月1日から施行になるということでございます。そのため、全国共通のシステムを活用していきます。

区は、この電子システムにアクセスをして、報告内容を確認するとともに、その中で必要に応じて適宜立入調査現場なども選定をして、検査を実施していくこととなります。ただ、当初、このシステムが使えないという元請業者の皆さんもいらっしゃるということが想定されますので、その場合は、紙でも申請を受け付けて、私どものほうでシステムに入力をしていくと、こういうダブルのやり取りになると考えております。

続きまして、別紙、電子計算機の外部結合関係という書類のほうをご覧くださいと思います。

保有課、登録業務の名称については、記載のとおりです。

次に、結合される情報項目、②をご覧ください。収集する項目、3行目、解体等工事の発注者等の氏名、住所、電話番号、メールアドレスということで、発注者に関する個人情報のみをここでは収集するということと、アスベストの有無を調査する調査者も、誰が調査したのかということの名前を収集する。この2点でございます。

結合の相手方、結合する理由は、記載のとおりでございます。

結合の形態ですが、先ほど来ご議論がございましたLGWANを介しまして、区のイントラネットシステムと国が運用するシステムを接続していくということでございます。

結合の開始時期と期間でございます。本システムは、令和4年3月下旬から稼働ということで、これに先立つユーザーテスト期間が1月18日から2月18日までとされているため、我々職員がそれを活用しながらテストしていくということになりますので、本日ご報告させていただいて、ご了承いただけましたら、このユーザーテストを早速始めてまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、情報保護対策でございます。記載のとおりでございますけれども、国に対しましても、保護対策を講じることを確認するとともに、具体的な中身としては、運用上の対策、

それからシステム上の対策を記載のとおり考えているところでございます。

それから、最後に資料50-1の、別紙の資料をご覧くださいと思います。資料の真ん中に「環境省・厚生労働省」と書いてありますけれども、ここが今開発中のシステムということになっておりまして、左側が報告者、いわゆる元請業者が自分の工事の内容について、専用サイトから入力をする。ここはもう全国の元請業者が全てこのシステムで入力をしますので、右側の新宿区は、そのうち新宿区に関わるものについてのみ検索等が可能であるということで、他自治体がバツと書かせていただいているとおりで、システム上、ほかの自治体の情報については、これは検索等をする事ができないという中身になっております。

下には紙による申請ということで、こういうケースも想定はしているということでございます。雑駁でございますが、説明は以上でございます。

【会 長】事務局のほうからセキュリティアドバイザー。

【区政情報課長】セキュリティアドバイザー意見一覧をご覧ください。下から2行目でございます。アドバイザーからは、本システムの利用にあたっては、ユーザID・パスワードの確認を行い、指定した職員以外は利用できないものとする対策を講じるよう助言がありました。担当課の回答でございますけれども、そのように対応を行うということで回答をいただいております。以上でございます。

【会 長】それでは、本件につきまして、ご質問かご意見ありましたらどうぞ。よろしゅうございますか。

本件は報告事項ですので、了承ということで決定いたしますが、よろしゅうございますか。

では、本件は了承ということで終了いたします。ご苦労さまでした。

次は、資料51「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種及び新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する事務の特定個人情報保護評価（全項目評価）のパブリック・コメント等の実施結果について」です。それでは、説明される方は、資料の確認の上、ご説明をお願いします。

【健康づくり課長】健康づくり課長でワクチン調整担当を兼務しております羽山と申します。よろしく申し上げます。まず、冒頭でございます。本件につきましては、パブリック・コメントの実施について、保健予防課長の高橋からご報告をさせていただきました。本日も、本来は保健予防課長からご報告をさせていただくべき案件ではございますが、ご案内のとおり、今、保健所業務は大変逼迫している状況でございます。そういった状況から、本日は、私が代わってご報告をさせていただきますことをご了承いただければと思います。よろしくお願ひいたし

ます。

それでは、資料に確認に入らせていただきます。まず資料5 1でございます。A 4のホチキスどめの資料がついています。その次は資料5 1－1です。こちらはA 4のペラ1枚になっております。そして、次が5 1－2、青い色の基礎項目評価、こちらもホチキスどめになっております。次が5 1－3、こちらは赤いほうで全項目評価というふうになってございます。こちらもホチキスどめです。次が5 1－4、こちらはA 4横版のホチキスどめで、変更箇所一覧ということになってございます。最後に参考5 1－1として、A 4横版の資料で、しきい値判断をつけてございます。資料はよろしいでしょうか。

【会 長】 それでは、どうぞ、ご説明ください。

【健康づくり課長】 それでは、ご説明を始めさせていただきます。

まず、資料5 1の2ページのところをご覧くださいと思います。5 1の2ページを、恐れ入ります、お開きいただければと思います。真ん中の事業内容の欄をご覧くださいと思います。上から5行目ぐらいですね。この案件につきましては、令和3年度第6回本審議会においてご審議をいただきまして、了承を得ているものでございます。その後、全項目評価書(素案)に対するパブリック・コメントを実施しまして、その結果を踏まえて、個人情報保護及び情報システム等に知見を有する外部の第三者による点検、第三者点検を行ったものでございます。これらの実施結果を踏まえまして、基礎項目評価書及び全項目評価書を個人情報保護委員会へ提出するとともに公表するというものでございます。

項番2番のところをご覧くださいと思います。パブリック・コメントの実施結果でございます。記載の期間、令和3年1 1月1 5日から1 2月1 4日まで1カ月間実施をいたしました。パブリック・コメントとしての意見の提出はございませんでした。

項番3番にいきます。こちらが第三者点検の実施の結果になります。こちらは記載の期間ですね。令和3年1 2月6日から1 2月2 7日まで、受託事業者、株式会社R Sコネクトというところが実施をしたものです。点検の結果につきましては、(3)に記載のとおりでございます。記載とおりで、評価書は、「区が国へ公表するにあたり、概ね適切な内容となっている」と判断されたとした上で、詳細箇所について修正すべき点があったというのが結論、結果になってございます。

続きましては、それでは修正した箇所についてご説明をしたいと思いますので、資料が飛ぶのですが、先ほどのA 4横版の資料5 1－4をご覧くださいと思います。こちらが、第三者連携によって修正をした箇所になります。素案からの変更箇所一覧ということで、新旧対照

表でございます。変更した箇所はトータルで49件でございます。内訳は、表紙に記載のとおりなのですが、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子受付・電子交付の実施に伴うものが15件、番号法改正に伴うものが6件、国の組織改正に伴うものが9件、国の例示に基づくものが4件、その他15件ということで、トータル49件の変更がございます。

おめくりいただきますと、次のページから具体的にどこを修正したのか、変更前と変更後の一覧でございます。一番左側に通し番号、Noで打ってございます。全部で49件ございますので、主だったところをご説明させていただきたいと思っております。

まず、予防接種証明書の電子受付・電子交付の実施に伴うものというところとしましては、今ご覧いただいている資料の1ページの左側の通し番号で言うところの4番ですね。システムの機能としまして、それまでは、修正前、変更前のところは1番から5番だけだったのですが、6番に「新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施」というものが追加をされております。これは、昨年12月20日から国が提供を開始しました予防接種証明書の電子交付アプリ、こちらにつきまして、VRS（ワクチン接種記録システム）の新機能として、国によって追加をされたものでございます。

続きまして、資料2ページ、これはNoで7番です。こちらをご覧いただければと思っております。若干というか、大分文字が小さくて見にくいのですが、変更後の左側、左下のあたりに、こちら大変恐縮ですが、予防接種証明書の電子交付アプリ、国のアプリの記載の追加がございます。こちらは、資料の全項目評価書、51-3をご覧いただければと思っております。こちらの7ページの表をお開きいただきますと、修正のところが記載をしておりますので、それでも字は小さいのですが、若干は読めるような形になってございます。こちら、下側にあります「予防接種証明書の電子交付アプリ」、これは国が追加した機能でございますが、個人が直接VRSのところを参照して、マイナンバーカードと連携をさせて、アプリの中で電子申請・電子交付ができるという機能が国において追加されたところが、2点、修正をされてございます。

それでは、再び横版の資料51-4にお戻りいただければと思っております。また資料の1ページのところです。番号法の改正に伴うものとしましては、1ページのNo5番とか6番のところをご覧いただければと思っておりますが、こちらはいずれも番号法の情報に最新のものとはなっていないため、第三者点検の指摘を受けまして、番号を正しくしたものでございます。

次に、国の組織改正に伴うものについても、ご説明をさせていただきます。こちらは資料の12ページをご覧いただければと思っております。左側の番号でいきますと43番から46番までです。いずれも変更前は「内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室」となっていたのですけれ

ども、国の組織改正により、変更後の「デジタル庁」という記載になってございます。その他としましては、同じく今開いていただいている12ページの47番の項目、下から2番目の項目です。評価書の公表予定日に合わせて実施日を追記してございます。また、その下の48番では、パブリック・コメントの実施に伴う追記を記載してございます。

それでは、恐れ入りますが、一番最初の資料の資料51の3ページのところにお戻りいただければと思います。資料が行ったり来たりして恐縮です。3ページ、今後のスケジュールになります。アとございます。個人情報保護委員会へ特定個人情報保護評価書の提出、そして区のホームページ等で公表をするのが、令和4年2月中旬を予定してございます。併せて、パブリック・コメントの結果の公表を2月中旬から下旬を予定しておるところでございます。

雑駁ではございますが、説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

【会 長】本件について、ご質問かご意見ありますでしょうか。木もと委員。

【木もと委員】意見です。資料51-4の、先ほどのNo7、7ページのこの資料等、やはり大変に見づらい。例えば、いわゆるA3版にして2つ折りにするとか、この審議会でこのような資料をもとに我々もしっかり審議をしなくてはいけないので、データとかですと拡大をしたり等々することができるとは思います。今後に関しては、やはりそういう形でしっかり目を通せるような形にさせていただければと思いますので。意見です。よろしくお願いいたします。

【会 長】事務局のほう。

【区政情報課長】今後は、気をつけて、資料については作成してまいりたいと思います。申し訳ございませんでした。

【会 長】ほかにご質問かご意見ございますでしょうか。ないようでしたら、本件は報告事項ですので、了承ということでよろしゅうございますか。

それでは、本件は了承ということで終了します。

それでは、資料52「新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る接種券等作成・印刷・封入封緘業務及びコールセンター運営等業務の委託について（委託内容の追加）」であります。それでは、説明される方は、資料確認の上、ご説明ください。

【健康づくり課長】引き続きまして、ワクチン調整担当の羽山でございます。

それでは、まず資料の確認でございます。資料52、ホチキスどめの資料が1点と、資料52-1、A4横版のカラー刷りの資料、こちらの2点だけになります。よろしいですか。

それでは、ご説明をさせていただきます。資料52の2ページのところをご覧いただければと思います。事業内容をご覧ください。項番1番の概要です。ワクチン接種の実施につきまし

ては、国が構築するシステムへの外部結合ですとか、区のワクチンシステムの改修や業務委託を行うことで、規模の大きい事業を円滑かつ確実に実施をしてございます。このことに関しましては、令和2年度第10回本審議会においてご了承いただいているところでございます。今回は、既に実施をしていますワクチン事業に、ワクチン接種証明書の発行業務を追加することで、ワクチン接種の事実を公的に証明しまして、区民の活動制限の緩和を図るというものでございます。

ここからは若干資料に説明がない部分で、現在の状況を踏まえましてご説明をさせていただきます。現在、オミクロン株による第6波が感染拡大しまして、国が主導して進めてきましたワクチン検査パッケージが、一時中断というような状況になってございます。行動制限緩和のために、令和3年7月26日から海外渡航者向けにワクチン接種の、いわゆるワクチンパスポート、ワクチン接種証明書、こちらは紙だったのですけれども、発行が各自治体に求められてきており、新宿区としても対応してまいりました。

併せまして、先ほどの案件と関連もいたしますが、令和3年12月20日からは、ワクチンパスポートの電子化と、マイナンバーカードとスマホアプリを使いました電子申請・電子発行の開始、そして国内向けのワクチンパスポートも発行が追加されたところでございます。また、マイナンバーカードとかスマートフォンに対応できない住民への証明書発行につきましては、引き続き自治体において紙で発行をするということで、国のほうに定められております。

状況でございます。再び資料のほうにお戻りいただければと思います。このような状況におきまして、項番2番です。事業内容の中に、(8)として、ワクチン接種証明書の発行を追加したという状況でございます。本来であれば事前に審議会にお諮りをした上でご了承いただいて、事業の追加業務の委託を開始すべきところではございましたが、国の方針決定から実施までの期間が非常に短くて、結果として事後報告になってしまいましたことを、改めましてこの場でお詫びをさせていただきます。

説明の続きをさせていただきます。続きまして、2ページのほうの項番3番です。対象者の規模につきましては、記載のとおりでございます。

個人情報の流れにつきましては後ほどご説明をいたしますので、先に3ページのところにお進みいただければと思います。資料の3ページです。太字ゴシックで下線部分が、前回ご了承いただいたところから追加になった部分です。こちらは委託のところでございますが、上から3つ目の項目ですけれども、委託に伴い事業者処理させる情報項目ということで、当初は1回目、2回目だけの接種回だったのですが、3回目、追加接種も追加になりました。「3回目」

が追加になってございます。

そして、その下の項目、処理させる情報項目の記録媒体ということで、「証明書発行専用 P C」ということで、具体的には、L G W A N 端末が追加になってございます。

委託の内容の欄です。先ほどのところでございますが、「ワクチン接種証明書の発行」についても、委託によって発行をしている状況になってございます。

それでは、個人情報の流れにつきまして、改めてご説明させていただきます。資料 5 2 - 1 をご覧いただければと思います。ワクチン接種証明書等の作成、印刷及び封入封緘業務に係る個人情報の流れでございます。一番左の区民の方から、①番のところではワクチン接種証明書の交付申請、原則は郵送による申請なのですが、一部、窓口でも受け付けております。紙での申請です。こちらでご説明している内容は、全て紙でのお話になります。電子での申請は、全て国において実施しているので、区は全く経由しないというような形になっておりますので、あくまで説明は紙で、区で実施しているところの説明になります。

②番の委託先におきまして、委託先は J T B でございますが、こちらのほうでワクチン接種証明書の交付依頼の受付、申請書の受付を行います。そして、タブレット等、V R S 端末を使いまして、照会をして、証明書の印刷、そしてそれを封入封緘して申請者の方に郵送で返すということ。最終的に、業務報告を J T B のほうからワクチン対策室に上げていただくという一連の流れになります。V R S を参照する際には、通信暗号化によってセキュリティ対策が講じられているところでございます。

今回の委託内容の追加による報告につきましては以上です。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

【会 長】本件につきまして、ご質問かご意見ありますか。

それでは、本件を了承することでよろしゅうございますか。

それでは、報告事項ですので、了承ということで終了いたします。ご苦労さまでした。

時間が来ましたが、今日、議題を残してしまいますと、予備日にもう一度開催しないといけないので、すみませんけれども、残りの 1 件だけは何とか終わらせるように。

それでは最後に、資料 5 3 「L I N E を活用した情報配信に係るシステムの構築等について」です。それでは、説明される方は、資料確認の上、ご説明ください。

【区政情報課長】区政情報課長です。よろしくお願いいたします。

まず、説明に使う資料でございます。初めに資料 5 3 のホチキスどめの資料、こちらが 1 つ。それから、資料 5 3 - 1 の A 4 縦のカラーの資料、こちらは 1 枚でございます。続きまして、

資料53-2、A4横のカラーの資料、こちらでございます。それから最後に参考資料といたしまして、参考53-1、カラーで「LINE」いう緑色のマークが記載されている資料。こちらの4種類を使いたいと思っております。様々訂正がございまして、一式、差替えをさせていただいたこととお詫び申し上げます。申し訳ございませんでした。

当案件については、諮問事項といたしまして電算開発等が1件、それから報告事項といたしまして業務委託、こちらが付議をさせていただき内容になっております。

初めに、資料53、2ページ目をお開きいただけますでしょうか。資料53の2ページの事業内容でございます。現在、区政情報課では、ホームページのほか、ツイッター、フェイスブックなど、SNSを活用して区政情報を発信しています。しかしながら、発信の対象者については、全員同一内容の情報の発信しか行えないことから、受け取り側がご自身に必要な情報をその中から取捨選択をするというような必要がある状況です。

こうしたことを踏まえまして、区では幅広い層に利用されている無料通信アプリ「LINE」を使いまして、区の公式アカウントを登録した区民などの方に対しまして、区政情報を発信することを今後考えています。この配信にあたりまして、新宿区のLINE公式アカウント情報配信システムというものを構築しまして、利用者の方が欲しい情報のみを受信できる仕組みや必要な情報にアクセスしやすい環境を整備して、効果的な発信を行っていきたくと考えています。

具体的な説明の前に、まずは「LINE」の大まかな仕組みを簡単に説明したいと思っております。参考53-1と、一番最後についている資料をご覧ください。まず、区民の方はなのですが、もちろん、「LINE」のアプリをする際に、まずアプリをダウンロードする、あるいはダウンロードしているということが前提になります。通常の使い方としては、ご友人など、そのコミュニティ内のメッセージのやり取りとか、それから音声通話、こういったことで「LINE」を使っているのが一般の、通常の使い方ですが、今度、お店や企業と同様に、自治体の公式LINEアカウントを区がつくりまして、そこに登録をしていただきますと、それぞれの自治体で構築します情報配信システムを介して、自治体から発信された情報を配信しますと、それぞれの利用者のスマホ等の端末のトーク画面に表示をさせて、確認できる仕組みを考えてございます。

今回構築する情報配信システムの機能についてですが、続きまして、資料53-1、A4縦の資料をご覧ください。大きく2つの機能を設けようと思っております。

1つが受信設定機能です。区民の方がこの新宿区の公式アカウントを登録した際に、任意に

なりますが、生年月、それから性別、居住地域などの基本属性と、それからその方が希望する情報ジャンル、こちらを設定していただきます。この情報に基づきまして、区は希望ジャンルの情報の配信というのを行うことができる、そういう機能でございます。

2つ目が、その下のリッチメニュー機能ということで、トーク画面の下のほうに、タイル状のメニューを構築しまして、メニューごとに、それぞれのウェブページに遷移が簡単にできるような、そういうような機能を設けるというようなことを考えてございます。

恐れ入ります資料53、ホチキスどめの資料の2ページ目にお戻りください。3番の配信内容です。配信する内容は、暮らしに役立つ事業の情報ですとか、それから大規模なイベント情報、それから初めに書いてある、暮らしのガイドや広報新宿に掲載しているようなサービスの内容を配信する予定で、想定といたしましては、登録していただくのが1万人程度と考えてございます。

具体的な個人情報の流れについて、資料53-2、こちらをご覧ください。区民の方、これでいいですと、左下にオレンジ色の線で、中に「利用者（区民等）」とございますが、区民の方は、区の公式アカウントの登録をしていただきます。それが①です。そうしますと、LINEのサーバから、右側に、②ということで新宿区の情報配信システムのほうにその連絡が来まして、②ですけれども、今度、自動的に③受信設定をしてくださいというご案内のメッセージを送らせていただきます。これがグレーの部分になります。それに基づきまして、④番、区民の方は、今度は直接情報配信システム、区のほうのシステムにアクセスをしていただきまして、先ほど説明をさせていただいた受信設定、基本属性とか希望する情報ジャンルを任意でご登録いただきます。そのご登録をしていただきますと、今度は⑤区政情報課が区政情報をメッセージで配信をさせていただきますと、⑥希望するジャンル別にメッセージを配信するというところで、希望されない情報については配信がされない仕組みになっております。そのほか、利用状況の統計・分析、そういったものが⑦、トラブルが発生した場合には⑧ということで、委託事業者のほうが対応する流れになっております。

資料53の3ページをご覧ください。まず電算開発についての資料になります。このシステムに記録される情報項目でございますが、利用者の情報になりますが、LINEのID、LINEのプロフィール名、LINEのアイコン、それから利用者の方が任意で入力をした基本属性、それから配信を希望する情報のジャンル、アンケートの回答、こういった情報を記録する予定でございます。記録するコンピュータは、区が構築する情報配信システムのサーバになります。

それから、システムの開発を委託する場合に行わせる個人情報保護対策について、これは基本的な項目については対策を講じる予定なのですが、特に申し上げておきたいことなのですが、4ページ目の8番と9番をご覧ください。今回、LINEと、それからシステムを構築する区の委託事業者、それが両方あるわけですが、今回、LINE社がプラスアルファの利用規約というものを設けておりまして、自治体向けの利用規約、こちらを取り交わす予定でございます。この追加利用規約を取り交わすことによりまして、利用者の受信設定の内容とか利用者の希望ジャンルに合わせて区が送信した情報内容については、一切LINE社には送信をされず、区が構築したシステムのサーバにのみ記録をするというようなことを考えてございます。

続きまして、5ページ目をご覧ください。システムの構築及び運用保守の委託についてでございます。システム構築、それから運用保守についての業務委託を予定してございます。委託先については、令和4年2月、3月でプロポーザルを実施する予定なのですが、プロポーザルで選定をする事業者に委託をする予定でございます。

事業者に取り扱わせる情報項目は、先ほどのと同様でございます。

委託にあたり区が行う保護対策についてなのですが、こちらについても基本的には構築の際の対策と同様ですが、1点強調したいのが、6ページ目をご覧ください。11番でございます。情報セキュリティアドバイザーからの助言で書かせていただきましたけれども、区が構築するシステムのサーバについては、国内法が適用される安全性が確保された環境にすることが望ましいということの助言がございましたので、国内のサーバということで仕様書に盛り込みをさせていただきたいというふうに、その上で登録を実施したいと考えてございます。

説明については、以上でございます。

引き続き、情報セキュリティアドバイザー意見一覧については、今申し上げた内容と同一でございます。

以上です。時間を超過しまして申し訳ございません。

【会長】 それでは、本件につきまして、ご質問かご意見ありましたらどうぞ。宮崎委員。

【宮崎委員】 一般に使っているLINEの会社ということですよね。このLINEの資本もとは、どこの国かご存じでしょうか。

【会長】 ご説明ください。

【区政情報課長】 1つ、この無料通信アプリがLINE、一般的に社会で使われているLINEなのですが、今回、そのシステムを構築するのは、区が委託をする事業者が構築するシステ

ムというような前提でご説明をさせていただきました。委員がご質問なのは、LINEのその資本元ということでしょうか。一応、私のほうの把握しているものとしましては、中国の資本あるいは韓国の資本が入っているというのは伺っております。

【宮崎委員】いろいろなことを検討なさった上での決定がLINEなのですね。では、参考意見ということで、実は我が家の息子がIT業界に勤めておりまして、海外の政府からも注文をもらう。具体的な名前を言うとまずいのですけれども、海外の政府ですね、委託を受けて仕事をしているというので、中堅どころだと思えるのですけれども。IT業界では、この韓国資本のLINEが危ないと、もう常識になっておりまして、情報が漏れるということ。いろいろな個人情報沙汰の事件も、相手とこちらのLINEの内容がインターネットで出たりしているような状況ですね。それで、我が家も最初はLINEでお互いに家族同士で回していたのですが、危ないということで、やめました。IT業界では、もう常識だよと、とんでもないよと言われて、全員がツイッターに直したのです。ただし、ツイッターが、フェイスブックのほうから入らないといけないので、扱いはもう1つ面倒かもしれませんが、参考意見として聞いていただいて、韓国資本のLINEは、ともかく業界では常識だと言っていますので、それを踏まえた上、あえて新宿区がなさるのであれば、それはそれだと思えるのですけれども。以上です。

【会長】その点について、何か検討されたということはありますか。

【区政情報課長】LINEについては、委員ご指摘のように、今まで、例えばシステムの脆弱性で数件漏洩があったとか、それから、中国のほうの関連会社から閲覧可能な状態にあったというような、様々な情報管理の話が過去にございまして、新宿区といたしましても、23区ではもう17区ぐらい先行で始めているところなのですけれども、その辺については動向を見ようということで、今まで引いていた立場にございました。

今回、LINE社のほうに、総務省のほうから追加規約の指示があったと、命令があったということで、先ほど保護対策でも申し上げましたけれども、今回、受信選定を、区民の方が任意で受信設定をしていただく情報、それから区が発信を区民の方にする情報について、LINE社のほうのサーバには一切行かないという、そういう追加規約ができたということで、そういうような対策を講じるのであればということで内部でも決定させていただきました、そういう導入を今回考えているというようなところでございます。

ですので、LINEの無料のアプリについては、ご本人様と、それからLINEとの利用規約になりますけれども、プライバシーポリシーになりますけれども、区の公式アカウントの利用の登録をしていただいて受信設定等をしていただいたその情報については、区のほうでしっ

かり守っていきたいというふうに考えてございます。

【会 長】宮崎委員、どうですかね。

【宮崎委員】区民の責任、自己責任だよと言われても、新宿区のほうがそういうのを運用するというのであれば、区民は、絶対的というのか、よく分からない人ほど信じ切ってしまうと思うんですね。なので、いろいろなことを加味なされたのであればいいのですが、私はまだ、業界のど真ん中にいる息子たちが危ないと言っているのであれば、私は反対したいです。以上です。

【会 長】このシステムを使った場合、区民に被害が生じたときは、誰が責任を負うのですか。

【区政情報課長】今、会長から「被害があった」というようなことなのですけれども、正確に言いますと、情報が漏洩をした、LINE社のサーバから漏洩したというふうになりますと、LINEの責任になります。新宿区のLINEのアカウントを区民の方にお知らせをする際には、案内をしっかりとしたいと思います。

【会 長】ほかにご質問とご意見はございますでしょうか。越智委員。

【越智委員】これはご質問なのですけれども、十分ご説明いただいたと思うのですが、そうした確認を。今回、受信設定というのが、一応利便性を高めるためにということだと思うのですが、区民の方が受信設定をするというのは、これはもうもともとのLINEのアプリの中に入っている機能ではなくて、ここから公式アカウントのシステム構築をするということなのでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【区政情報課長】恐れ入ります、資料53-2のフローをご覧くださいますと、LINE株式会社という緑色のところがあるかと思うのですけれども、こちらをもう通らずに、直接、新宿区のLINE公式アカウントの情報配信システムのほうに、利用者の方にアクセスをしていただきまして、そこで受信設定を任意でしていただきます。トーク画面はLINEを通じて当然行くわけなのですけれども、③の受信設定の案内メッセージ、こちらにご案内だけはさせていただくのですけれども、アクセスをする先は、もうこのLINEのサーバを通らずに、直接区の配信システムのサーバにアクセスをしていただくと、そういう仕組みになってございますので、LINEのほうのサーバには一切記録をされないというような仕組みになっております。

【会 長】越智委員、どうですか。

【越智委員】分かりました。

【会 長】よろしいですか。ほかに、ご質問かご意見ございますでしょうか。

区民が使えたら便利だというかもしれないけれど、何かご質問があれば、どうぞ。木もと委員。

【木もと委員】先ほど23区中で、現状17区ですかね、実施。また東京都とか、他の自治体でも、もう既に実施をしているような状況もあると思いますけれども、例えば国内とか、都内とか、区内とか、LINEの現状の利用人数とかは、分かっていることがあるのかとか。あと23区外において、どれだけ利用が、17区ということでしたけれども、さらに幅広くいくと、どの程度利用されているのか、もし分かる情報があれば教えていただきたいのと。これはあくまでも、やはり個人が希望して登録をするということですね。そのことだけ、最後、確認をさせていただければと思います。

【会 長】ご説明ください。

【区政情報課長】 恐れ入ります、23区の総トータルの利用者というのは、把握はしていませんが、国内で8,400万人ということで、SNSでは断トツの利用状況ということで、ほとんどの方が利用されているというような利便性を重視させていただきました。各区の状況で言いますと、実際に登録をしている数なのですが、それぞれの23区中17区については、おおむね1万人程度は利用登録があります。多いところだと、千代田区は1万5,000人、あるいは目黒区は13万人登録があるということで、今、コロナ禍あるいはワクチンの情報なんかを速やかにお手元のスマートフォンにお届けをするというような、今の時期ということもあるのかもしれませんが、LINEを導入する自治体がこの2年ぐらいで急増しているというふうに把握しているところでございます。

【木もと委員】分かりました。その中でも、やはり新宿区はかなり慎重に見きわめての導入であると思いますし、現状、様々な形で区民によりよいサービスが提供されている状況というのも、他区、また他の自治体のそういう状況も聞いております。

ただ、他の委員のご意見もありましたとおり、情報漏洩とか、そういう情報にはしっかりと網を張っていただければと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。以上です。

【会 長】それでは、ほかにご質問、ご意見ございますでしょうか。

ないようでしたら、本件は、システムの構築については諮問事項ですから承認、委託業務については報告案件ですから了承ということで、終了して、よろしゅうございますか。

では、本件は承認ということで終了いたします。ご苦労さまでした。

それでは、以上をもって全ての案件の審議が終了しました。

本日は今年度最後となります。1年間ご協力いただき、ありがとうございました。

最後に、委員の皆様から何かございましたらお聞きしますが、何かございますでしょうか。

それでは、事務局のほうから何かございますか。

**【区政情報課長】** 時間超過で申し訳ございません。

今、会長からもありましたけれども、本日は今年度最後、また現任期が令和4年4月末までということで、現任期中では最後の審議会になります。本当にこの2年間どうもありがとうございました。感謝申し上げます。

次期委員の選任の手続についてでございますが、関係機関の代表の方には、団体推薦のお願いをする予定です。区民委員の方については、2月25日号から公募を開始するという予定でございます。また、区議会議員選出の委員の皆様については、議長宛てにこれからご推薦のほうをお願いする予定です、諸々の手続を経まして、今年の5月1日から、また新しい任期ということで委嘱を考えてございますので、よろしく願いいたします。私からは以上です。

**【会 長】** それでは、以上をもちまして、第9回の審議会を閉会いたします。

それと同時に、先ほどこれが最後と言いましたけれども、特別のことがあって臨時会があったときは、恐縮ですが。ただ、私も何十年やっていますけれども、臨時会を開いたことはありませんので、多分ないと思います。ということで、2年間、いろいろご協力どうもありがとうございました。これをもって本日の会議を終了いたします。

午後4時24分閉会